

盛岡広域振興局長告示第45号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松川土地改良区（八幡平市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年4月20日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 就任

理事

高橋光幸 八幡平市松尾寄木第31地割21番地

2 退任

理事

渡辺廣巳 八幡平市大更第29地割148番地40